

# 金山町新規開発事業等補助金制度のお知らせ

創業・新商品等・販路拡大に関する事業に要した、経費の2分の1  
(上限20万円)を町が補助します。

## 対象者

金山町内に住所を有する、事業所、団体又は個人

## 補助対象となる事業



### 1. 創業

町内で新たに新規性、発展性が見込まれる事業を開始すること。  
(会社を設立し、事業を開始する場合も含む。)

### 2. 新商品等

町内で生産される農林水産物等を活用し、新たに市場に流通することが見込まれる商品等。

### 3. 販路拡大

- ・県外で開催される物産展見本市等に参加すること。
- ・ホームページ等により新商品等を販売すること。

※販路拡大に関する事業は、認定された年度から連続する3年間が対象となり、補助金の合計限度は20万となります。



## 手続き

### 1. 認定申請

- ・補助事業適用事業者認定申請（様式第1号）
  - ・事業を開始するにあたっての経費が分かるもの（見積書の写し等）
- ※審査後、認定された場合は認定証が送付されます。

### 2. 実績報告

- ・新規開発事業等補助金実績報告書（様式第4号）
- ・事業成績書（様式第5号）
- ・事業に要した経費が分かるもの（請求書・領収書の写し）
- ・完成写真

※実績報告後に、補助金が交付されます。



※ご不明な点がございましたら、下記あてにお問合せください。

**問** 役場産業課 商工観光交流係 ☎52-2111(内線 405・406)